

要介護認定者の方のおむつ代医療費控除

問・申 福祉課 ☎ 43-9021

与謝野町から「おむつ代の医療費控除の証明」の交付を希望する方は申請をお願いします。この証明を添えて所得税や町民税の申告をすると、税の計算上「医療費控除」として一定の金額を所得から差し引くことができます。

【認定申請の対象者】次のいずれにも該当する方

- 以前の年度におむつ代について医療費控除を受けている方
- 介護保険の要介護認定を受けている方(12月末現在)

【認定の目安】介護保険制度の要介護認定を受けている方のうち、次のような状態にある方

- 屋内での生活はらかの介助を要し、日中もベッド上での生活が主体であるが座位を保てる程度、または1日中ベッド上で過ごし、排泄、食事、着替えにおいて介助を要する程度。(介護認定時の主治医意見書の内容に基づくため、認定できない場合があります)

【その他】今回初めて医療費控除を申告する方は、かかりつけの医療機関で控除の証明を受けてください。

要介護認定者の方の障害者控除認定

問・申 福祉課 ☎ 43-9021

与謝野町から「障害者控除対象者認定書」の交付を希望する方は申請をお願いします。この認定書を添えて所得税や町民税の申告をすると、税の計算上「障害者控除」として一定の金額を所得から差し引くことができます。

【認定申請の対象者】

- 65歳以上の方で、介護保険の要介護認定を受けている方のうち、障害者手帳をお持ちでない方

【認定の目安】介護保険制度の要介護認定を受けている方のうち、次のような状態にある方※主治医意見書等の内容に基づき判断するため、認定できない場合もあります

- 屋内での生活はらかの介助を要し、日中もベッド上での生活が主体であるが、座位を保てる程度、または1日中ベッド上で過ごし、排泄、食事、着替えにおいて介助を要する程度。
- 日常生活に支障をきたすような症状や行動、意思疎通の困難さが見られ介護を必要とする程度。

年末年始の役場業務のお知らせ

12月28日(水)～令和5年1月5日(木)までの役場業務についてお知らせします。なお、戸籍(死亡届・婚姻届など)のみ野田川庁舎で受け付けします。

	12月				令和5年1月				
	28日(水)	29日(木)	30日(金)	31日(土)	1日(日)	2日(月)	3日(火)	4日(水)	5日(木)
役場庁舎	○	休	休	休	休	休	休	○	○
国保診療所	○	休	休	休	休	休	休	休	○
ごみ収集	○	○	○	休	休	休	休	○	○
野田川衛生プラント	○	休	休	休	休	休	休	○	○
クリーンセンター	○	○	○	午前8時半～正午	休	休	休	○	○
社会教育施設(図書館・公民館等)	休	休	休	休	休	休	休	休	○
体育館・グラウンド	○	休	休	休	休	休	休	○	○
クアハウス岩瀧	○	休	○	休	正午～午後8時	午前10時～午後8時	○	○	休

*役場庁舎休業中は、諸証明の発行や公共料金の受け取りなどはできません

i 高齢者等住宅除雪費補助金

土木業者等に除雪作業を依頼した場合に費用の一部を補助します。

対象世帯

- 高齢者世帯(65歳以上)
- 母子世帯(18歳以下の子)
- 障害者世帯(世帯主が身体1～4級または療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の持主)で、世帯全員の当該年分町民税が非課税の世帯

対象基準 積雪量が屋根上50cm、または地上30cmを超える除雪作業を土木業者等に依頼した場合

補助金額 1回の除雪に要した費用の3分の2以内(限度額2万円)

問・申 写真(積雪量がわかるもの、除雪作業中の状況)と作業に要した費用の領収書の写しを添えて、福祉課(☎ 43-9021)へ。

*可能な限り業者が作業する前に福祉課までご連絡ください

i 住民票の写し等の第三者交付本人通知制度

与謝野町では、住民票や戸籍の不正取得を防止するため、代理人や第三者が証明書を取得した場合、事前に登録した方に交付した事実

をお知らせする「第三者交付に係る本人通知制度」を設けています。

詳しくは、12月9日に各戸配布している「住民票の写し等の事前登録型本人通知制度のご案内」をご覧ください。※登録は義務ではありません。すでに登録済みの方の手続きは不要です

問・申 住民環境課 ☎ 43-9030

i 京都プレミアム中食開発支援事業補助金

対象事業者 京都府内に主たる事務所を有し、食関連事業を営む中小企業者およびこれらの事業者が組織するグループなど

対象となる取り組み

「京もの食品」の需要拡大のため新たに実施する取り組み

■新商品の開発(農林水産物の1次加工を除く)

■新たな販売手法の導入(Eコマース、移動販売、テイクアウト、宅配サービスなど)

補助率等

【補助率】3分の2以内

【補助上限】500千円

問・申 12月28日(水)の午後5時まで、丹後広域振興局農商工連携・推進課(☎ 0772-62-4305)へ。

i 医療従事者の届け出のお願い

医療従事者の資格を有する方は、12月31日現在の就業状況等の届け出をお願いします。今年度から、医療機関等に所属している方は、所属先からオンラインにより届け出が可能です。

提出期限 令和5年1月16日(月)
用紙による届出先

■すべての医師・歯科医師・薬剤師住所地または就業地のいずれかの最寄りの保健所

■保健師・助産師・看護師・准看護師・歯科衛生士・歯科技工士で12月31日現在、府内を就業地として業務に従事している方

【就業地が京都市内の方】
京都府健康福祉部医療課

【就業地が京都市以外の方】
就業地の最寄りの保健所

問・申 丹後保健所
☎ 0772-62-0361

i 自衛官等の募集

【自衛官候補生】

資格 18歳以上33歳未満の方
受付期間 常時受け付け

試験日 受付時にお知らせします

問・申 京丹後地域事務所
☎ 0772-64-2498

i 今月の納期

■12月28日(水)まで

固定資産税 第4期
国民健康保険税 第7期
後期高齢者医療保険料 第6期

■令和5年1月4日(水)まで

介護保険料 第7期

滞納税相談窓口

京都地方税機構 丹後地方事務所
京丹後市役所 大宮庁舎3階

問・申 0772-68-1041

i 家屋の新築・増築・取り壊しをされたらご連絡をお願いします

問・申 税務課 ☎ 43-9020

「家屋」に係る固定資産税は、毎年1月1日から12月31までに新築または増築された家屋に対して、建築した翌年度から課税となります。また、同期間に取り壊しをした場合は翌年度から課税されなくなります。

本年中に、家屋の新築、増築または取り壊しをした方、または12月末日までに予定のある方は、税務課までご連絡のご協力をお願いします。なお、新築または増築の場合は、家屋評価の現地調査がありますので、ご協力をお願いします。

《家屋とは》

住宅や店舗、作業場、事務所、車庫など(プレハブを含む)の建物をいいえます。